

2005年3月2日

PCAOB 監査基準2号について

町田 祥弘

1 アメリカにおける内部統制報告の枠組み

(1) 企業改革法(*Sarbanes and Oxley Act of 2002*)

- 企業改革法 (*Sarbanes and Oxley Act of 2002*) は、2001年末のエンロン事件を契機として多発した不正な財務報告問題が社会問題化したことを受け、資本市場に対するアメリカ内外の投資家からの信頼性を回復すべく、それまでに提案されてきた会計・監査・ガバナンスに関する諸改革案を包括的に盛り込んだ法律である。したがって、その内容は多岐にわたるとともに、法定することによって強制力を有したことで、従来の自主規制等では実現できなかった改革案が実現されることになったという性格がある。
- 企業改革法の諸規定のうち、本報告に関連するものとしては、企業改革法(101条)によって、公開会社会計監視委員会 (Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB) が創設されている。PCAOB は、次のような権限を有している。
 - 公開会社及び会計事務所からの資金拠出によって運営されているが、予算は証券取引所委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) が監督し、活動内容を SEC に報告する義務も負っていることから、民間機関というよりは準公的機関と位置づけられる。
 - 従来、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) が担ってきた、監査基準等の基準設定権限を新たに担うこととなった。(会計基準の設定権限も有しているが、会計基準については、従来どおり、財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)に委譲している。)
 - SEC 登録会社 (公開会社) の監査を担当する会計事務所は、PCAOB に登録して、その監督下に置かれ、検査 (大規模会計事務所は毎年、中小は3年に1回) 権限や懲戒権限も有する。(登録対象には、外国の会計事務所も含まれる。)
- 上記の権限に基づいて、現在までに、3つの監査基準が策定・公表されている。(それ以外については、PCAOB の基準設定が済むまでの間、従来の AICPA による監査基準等を利用することが認められている。)
- 内部統制報告については、企業改革法の404条において、次頁のように規定されている。

404条 経営者による内部統制評価

(a) 要請される規則

SECは、1934年証券取引所法の13条(a)または15条(d)に規定されている各年次報告に、内部統制報告書を含めるように要請するための規則を定めなければならない。ここにいう内部統制報告書とは、

- (1) 財務報告にかかる適切な内部統制構造および手続を策定し維持することについての経営者の責任を表明するとともに、
- (2) 最新の会計年度末時点における、財務報告にかかる発行体の内部統制構造及び手続の有効性の評価を含むものでなければならない。

(b) 内部統制評価及び報告

(a)において要請されている内部統制評価に関しては、発行体に対して監査報告書を作成または公表している各登録公開会計事務所が、発行体の経営者によって行われた評価について、証明 (attestation) 業務を実施し、報告しなければならない。本節に基づいて実施される証明は、PCAOBによって公表または採用された証明業務基準に準拠して行われなければならない。ここにいう証明は、監査業務とは別立ての契約の対象とすることはできない。

- なお、企業改革法では、302条「財務報告に係る企業責任」において、CEOまたはCFOが、年次及び四半期財務報告において、①財務報告を適正に表示していること、ならびに、②内部統制の構築及び維持に責任を有していることを宣誓することが求められている。

(2) SEC 規則

- 2003年6月5日に、SECが最終規則「証券取引所法の下での年次報告における、財務報告に係る内部統制についての経営者報告及びその証明」(*Management's Reports on Internal Control Over Financial Reporting and Certification of Disclosure in Exchange Act Periodic Reports*)を公表し、①「財務報告に係る内部統制」の定義を示し、②経営者による内部統制報告における記載事項を規定し、③『1977年海外不正支払防止法』によって定められていた内部統制構築責任との調整が図られた。
- 「財務報告に係る内部統制」の定義 (II.A.3)

財務報告の信頼性、及び一般に認められた会計原則に準拠して外部報告目的の財務諸表を作成することに関して、合理的な保証を得るために、最高経営責任者及び最高財務担当責任者、またはそれと同等の役割を担う者によって策定されるか、あるいはその監督下にあって、SEC登録企業の取締役会、経営者及び他の者によって運用されるプロセスであり、以下の事項に係る方針及び手続を含むものである。

- (1) 企業の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持
- (2) 取引が一般に認められた会計原則に準拠して財務諸表が作成されるように記録され、当

該会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいたものだけが実施されることについての合理的な保証の提供

(3) 財務諸表に重要な影響を有するかもしれない資産が未承認のままに取得、使用または処分されることを防止する、あるいは適時に発見することについての合理的な保証の提供

- 上記の定義は、COSO の内部統制フレームワークにおける 3 つの内部統制目的—業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、及びコンプライアンス—のうちの 1 つであり、残りの業務の有効性と効率性、及びコンプライアンスについては、たとえば SEC の財務報告規則等のような財務報告に関連する部分以外は、内部統制報告の対象とはならないとされている。
- 経営者による内部統制報告における記載事項（II. B. 3）

企業の年次報告には、以下の事項が記載された経営者による内部統制報告を含めなければならない。

- 企業の財務報告に係る適切な内部統制を構築し、維持することについての経営者の責任の表明
- 企業の財務報告に係る内部統制の有効性について、要請された評価を行うために経営者が利用したフレームワークを識別する言明
- 企業の財務報告に係る内部統制が有効であるか否かに関する言明を含む、企業の直近の会計年度末時点における内部統制の有効性に係る経営者の評価。かかる評価には、経営者によって識別された、企業の財務報告に係る内部統制における「重要な欠陥」の開示が含まれなければならない。経営者は、企業の財務報告に係る内部統制に 1 つ以上の重要な欠陥がある場合には、企業の財務報告に係る内部統制が有効であると結論付けることは認められない。
- 年次報告に含まれる財務諸表を監査した登録公開会計事務所が、登録企業の財務報告に係る内部統制についての経営者による評価に対して、証明業務報告書を発行していることの言明

- SEC 規則では、内部統制報告に係る監査の基準については、PCAOB が設定するものとして、規定していない。とくに、証明業務については、企業改革法制定時点では、内部統制に係る保証業務の基準として、AICPA の証明業務基準しか存在しなかったことから、企業改革法において証明業務という用語が用いられていたのであって、監査基準及び証明業務基準の設定権限を有する PCAOB が後日公表する基準において、かかる内容の保証業務が求められるかは、SEC 規則においては限定しない旨が明示されている。（II. G.）
- 財務諸表監査を行った登録会計事務所による証明を受けるために、経営者は、内部統制の有効性評価に関する文書等の証拠を維持しなければならない。（II. B. 3. d）
- SEC 規則では、財務報告に係る内部統制の評価は各企業によって異なる、として、評価の範囲及び方法等を明示していない。

2 PCAOB 監査基準 2 号の内容

- 2004 年 3 月 9 日、PCAOB より、監査基準 2 号『財務諸表の監査とともに実施される内部統制』(An Audit of Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements : 以下、AS#2) が公表された。アメリカ企業については、2004 年 11 月 15 日以降に終了する事業年度から適用が開始されており、中小企業及び SEC 登録の外国企業については、2005 年 7 月 15 日以降に終了する事業年度から適用が開始される。
- AS#2 は、あくまでも内部統制に係る監査基準であるが、「経営者による評価プロセスの理解」に当たって対象となる要素として、以下のように、SEC 規則が明示しなかつた経営者による評価の対象（評価要素）を明示している。（付録 A par.40）

監査人は、経営者による企業の財務報告に係る内部統制の有効性の評価プロセスについての理解を入手し、当該プロセスを評価しなければならない。その理解を入手する際、監査人は、経営者が以下に掲げる要素を扱っているかどうかを決定しなければならない。

- 財務諸表のすべての重要な勘定及び開示に対して関連性あるすべての主張に係る内部統制を含めて、いかなる統制項目が検証されるべきかの決定。一般に、そのような統制項目には次に掲げるものが含まれる。
 - 財務諸表に記載された重要な勘定及び開示並びに関連する主張の開始、承認、記録、処理または報告に係る統制活動
 - 一般に認められた会計原則に準拠している会計方針の選択及び適用に係る統制活動
 - 不正に対処するプログラム及び統制活動
 - 他の統制活動が依拠する情報テクノロジーの全般的統制を含む統制活動
 - 判断や見積りを伴う勘定のように、重要な非日常的かつ非系統的な取引に係る統制活動
 - 次に挙げるものを含む全社レベルでの統制
 - ・ 統制環境、及び
 - ・ 取引合計を総勘定元帳に入力するため、総勘定元帳において仕訳記帳を開始、承認、記録及び処理するため、ならびに、財務諸表に経常及び非経常の修正を記録するために用いられる手続に係るコントロールを含む、期末の財務報告プロセスに係る統制活動（例えば、連結修正、報告書の結合及び組替）
- 統制活動の失敗が虚偽表示に帰着する可能性の評価、そのような虚偽表示の重要性、及び（有効である場合の）他の統制活動が同一の統制目的を達成する程度。
- 複数の所在地または事業単位を有する会社に関して、評価に含めるべき所在地または事業単位の決定。
- 統制の設計上の有効性の評価。

- 十分な手続に基づいた、内部統制の運用上の有効性の評価。そのような手続の例示には、内部監査による統制活動の検証、経営者の指示のもとでの他の者による統制活動の検証、サービス機関の報告書の利用、統制活動の適用についての証拠の査閲、または経営者の継続的なモニタリング活動の一部として発生するかもしれない一部の自己評価プロセスの方法による検証が含まれる。質問のみでは、この評価を完了するには適切ではない。財務報告に係る会社の内部統制の有効性を評価するため、経営者は、すべての重要な勘定及び開示に関係するすべての関連する主張に係る内部統制を評価したに違いない。
- 重要性及び発生の可能性の大きさのため、重要な欠陥または重大な不備を構成する財務報告に係る内部統制上の欠陥の決定。
- 適用可能な場合における発見事項の監査人及び他の者への伝達。
- 発見事項が合理的であり、経営者の評価を裏付けるかどうかの評価。

- 上記の事項を含め、AS#2によれば、経営者による企業の財務報告に係る内部統制の評価は、以下の手順で行われる。
 1. 内部統制フレームワークの理解 (e.g. COSO)
 2. 評価プロジェクトの立案
 3. **重要な勘定科目及び注記等の選定**
 4. **評価対象となる事業部門、子会社等の選定**
 5. **重要な勘定科目等と評価対象との関連付け**
 6. 全社レベルの統制評価
 7. 業務レベルの統制評価
 8. 継続的なモニタリング体制の確立

ここで留意すべきは、経営者が重要な項目を自ら選定し、評価対象とするということである。

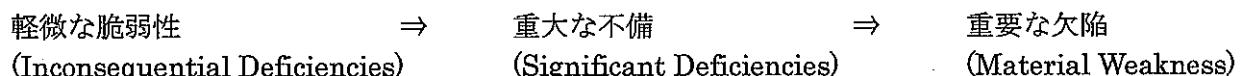
- 一方、AS#2における内部統制の監査は、以下のような手順で行われる。
 1. 監査計画の立案
 2. 経営者の評価プロセスの評価
 3. **財務報告に係る内部統制についての理解**
 4. 財務報告に係る内部統制の設計上の有効性のテスト及び評価
 5. 財務報告に係る内部統制の運用上の有効性のテスト及び評価
 6. **①経営者の評価プロセス、及び②財務報告に係る内部統制の有効性についての意見の形成**
 7. 監査報告書の作成

ここで、3.に当たっては、全社レベル及び各プロセスレベルの両者について、「ウォータースルー」(取引の発生から、企業の会計情報システムを経て、最終的に企業の財務報告に至るまでのプロセスを辿る手続)によって把握することが求められる。

また、監査人は、2.までで経営者の評価プロセスの評価を終え、その後は、監査人自身が、内部統制の有効性評価を実施する。最終的には、(6.に見られるように)、経営者の有効性評価にプロセスに対する意見とともに、監査人自身の直接評価に基づく意見を表明する。

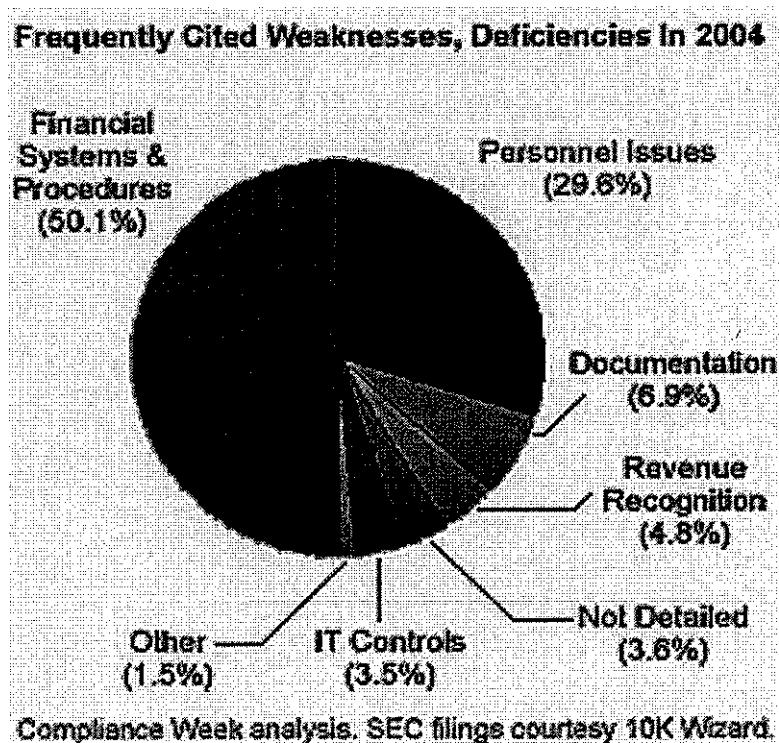
- AS#2 が示す監査報告書の例は、別添Aのとおりであり、以下の点が指摘できる。
 - 導入部分以下、数箇所に言及があるように、経営者及び監査人が依拠した内部統制のフレームワークを示すこととなっている。
 - 定義部分には SEC 規則による財務報告に係る内部統制の定義が示されている。
 - 意見区分における「われわれの意見では、W会社が 20X3 年 12 月 31 日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持している、という経営者の言明は、[準拠した規準の名称。例えば、「トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO) が公表した内部統制フレームワーク」]に基づき、すべての重要な点において、適正に表示されている。」というのが、経営者の有効性評価に対する意見。（主題情報に対する場合の意見表明）
 - 一方、「われわれの意見では、W 会社は、[準拠した規準の名称。例えば、「トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO) が公表した内部統制フレームワーク」]に基づき、すべての重要な点において、20X3 年 12 月 31 日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持している。」という部分が、監査人自身による評価による意見。（直接報告）
 - いずれの意見も、「監査」(Audit) による意見であり、高い保証水準が求められている。
- AS#2 のもとでの監査では、監査報告書に見られるように、一定の内部統制のフレームワークに基づく必要があるが、AS#2 では、「公開企業の経営者がそのアセスメントに関し当該フレームワークを用いると予想される頻度のため、COSO が確立した内部統制フレームワークに基づいている」として、COSO の内部統制フレームワークを前提として基準の内容が構成されている（付録 A par14）。
- しかしながら、それでも尚、監査報告書上、再三にわたって「準拠した規準の名称」という文言が示されているのは、外国会社等による内部統制報告を想定したものであると思われる。PCAOB 監査基準では、COSO と異なるフレームワークを用いる場合について、「異なるフレームワークは、COSO と同一の要素を正確には含んでいないかもしぬないが、すべての COSO の一般的なテーマを包摂する要素を含まなければならない。」としており、必ずしも、COSO の全面的な受け入れを求めていたわけではなく、一定の条件（COSO の内部統制フレームワークと主要な点で齟齬がないこと）を備えていれば、他のフレームワークによることも認めていると解されるのである。
- 企業改革法及び SEC 規則において、証明 (attestation) 業務と規定しているのに対して、AS#2 が監査 (Audit) 業務を規定している点について、AS#2 では、証明と監査について保証水準の差異を認めておらず、同じ手続を指示している。（本文 D 項）

- AS#2 では、内部統制が有効であることの意味として「内部統制に重要な欠陥 (material weakness) がないこと」と規定している。それとの関連で、AS#2 では、内部統制の欠陥及び不備 (deficiencies) について、以下のような序列に基づいている。このうち、重要な欠陥及び重大な不備については、経営者報告及び監査報告において開示することが求められている。



なお、重要な欠陥の定義については、AS#2 は、従来の定義を変更し、Material Weakness とは、「重要であり、かつ、発生可能性が高い」ものを言うとしている。

重要な欠陥及び重大な不備については、2004 年中に 582 件報告されており、以下のようない割合となっている。



- AS#2 では、財務報告に係る有効な内部統制から得られるベネフィットとして、以下の点を挙げている。(本文 A 項)
 - 有効な内部統制は、企業が業務を有効に管理し、投資家に対する義務を果たすのに不可欠である。
 - 強力な内部統制は、不正を発見・防止するためのより効果的な機会を提供する
 - 財務報告に係る内部統制の評価はコストがかかるが、その一方で、定期的な評価及び報告は、経営者が既存の内部統制を開発、維持及び改善することの助けとなるほか、コストの観点で無駄な手続を識別し、会計情報を処理するコストを減少させ、企業の財務機能の生産性を向上させ、財務コントロールシステムを単純化することを可能にする。
 - 評価の主たるベネフィットは、企業の財務報告に依拠することができる合理的な基礎を提供することであり、公開市場が構築された基礎をなすものである。

PCAOB 監査基準2号に示されている内部統制監査報告書の例示

独立登録会計事務所による報告書

[導入区分]

われわれは、[準拠した規準の名称。たとえば、「トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO) が公表した内部統制フレームワーク」]に基づき、添付の[経営者の報告書の表題]に含まれている、W 会社が 20X3 年 12 月 31 日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持している、という経営者の声明について監査を行った。W 会社の経営者は、財務報告に係る有効な内部統制の維持及び財務報告に係る内部統制の有効性についての評価につき、責任を負うものである。われわれの責任は、われわれの監査に基づいて、経営者の声明についての意見及び財務報告に係る会社の内部統制の有効性についての意見を表明することである。

[範囲区分]

われわれは、(アメリカの) 公開会社会計監視委員会の定めた監査基準に準拠して監査を行った。同基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかについて合理的な保証を得るために、われわれが監査を計画し、実施することを求めている。われわれの監査は、財務報告に係る内部統制についての理解、経営者の声明に対する評価、内部統制の設計・運用上の有効性についての検証及び評価、ならびに状況に応じて必要と考えられる他の手続の実施を含んでいる。われわれの監査は、われわれの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと考える。

[定義区分]

会社の財務報告に係る内部統制は、一般に認められた会計原則に準拠して外部報告目的での財務諸表を作成すること及び財務報告の信頼性に関して合理的な保証を提供するために設計されたプロセスである。財務報告に係る内部統制には、(1)当該会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持、(2)取引が一般に認められた会計原則に準拠して財務諸表が作成されるように記録され、当該会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいたものだけが実施されることについての合理的な保証の提供、ならびに、(3)財務諸表に重要な影響を有するかもしれない資産が未承認のままに取得、使用または処分されることを防止する、あるいは適時に発見することについての合理的な保証の提供に関する方針及び手続が含まれる。

[固有の限界区分]

財務報告に係る内部統制は、その固有の限界により、虚偽表示を防止または発見しないかもしれない。また、将来の期間にわたるいかなる有効性の評価も、状況の変化のため、内部統制が不適切になるかもしれないリスク、あるいは、方針または手続への準拠の程度が低下するかもしれないリスクを伴うものである。

[意見区分]

われわれの意見では、W 会社が 20X3 年 12 月 31 日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持している、という経営者の声明は、[準拠した規準の名称。たとえば、「トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO) が公表した内部統制フレームワーク」]に基づき、すべての重要な点において、適正に表示されている。また、われわれの意見では、W 会社は、[準拠した規準の名称。たとえば、「トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO) が公表した内部統制フレームワーク」]に基づき、すべての重要な点において、20X3 年 12 月 31 日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持している。

[説明区分]

われわれはまた、(アメリカの) 公開会社会計監視委員会による監査基準に準拠して、W 会社の[財務諸表を明示する]について監査を行い、[報告書の日付。財務報告に係る内部統制の有効性に関する報告書の日付と同一でなければならない。]付のわれわれの報告書において、[意見の内容。]を表明した。

[署名]

[都市名及び州名または国名]

[日付]